

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和5年度朝霞市特別職報酬等審議会（第2回）	
開催日時	令和5年10月16日（月） 午後1時30分から午後3時12分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館2階 第1委員会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	<p>○出席者 委員8人 （五十嵐一雄委員、大久保匡祐委員、加藤さいき委員、栗原理恵委員（職務代理）、鈴木幸夫委員、高橋甚次委員、龍口隆二委員、松尾哲委員） 事務局7人 （須田総務部長、金子総務部次長兼財政課長、佐藤職員課長、古瀬職員課長補佐兼給与厚生係長、金井職員課給与厚生係主査、田畑議会事務局次長兼議会総務課長、寶代議会総務課議事係長）</p> <p>○欠席者 委員2人（佐野昌夫会長、渡邊聡委員）</p>	
議題	<p>1 議会の議員の議員報酬の額について 2 市長、副市長及び教育長の給与の額について 3 朝霞市議会における会派若しくは議員の政務活動費の額について 4 その他（議会の議員の期末手当の支給月数について）</p>	
会議資料	別紙のとおり	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 会長及び職務代理による確認		
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎開会

◎議事

◎前回会議概要

○事務局（職員課長）

前回の会議の概要について、説明いたします。

御出席の委員皆様から御意見をいただきまして、議員報酬を上げることで、議員の成り手が増えてくるのではないかという意見がある一方、いわゆる生活給という意味合いではない面もあり、ほかの仕事を持っている方がなられている場合もあり、報酬額を上げる必要はないのではないかなど、様々な御意見をいただき、第1回の会議においては議員報酬の額について結論を得ることは出来ずに、委員の皆様を持ち帰っていただいて、今回の会議において改めて審議することとなりました。

◎前回質問事項

○事務局（職員課長補佐兼給与厚生係長）

前回の会議において、御質問いただいた、市議会議員の期末手当の支給月数が3.75月である経緯及び議員報酬の成果報酬事例の有無について、御報告いたします。

まず、市議会議員の期末手当の支給月数につきましては、平成11年度の一般職の期末手当の支給月数が3.75月であったことから、その月数に併せた形となりました。

平成11年度当時は、一般職につきましては、期末手当は年間3.75月、勤勉手当は年間1.2月と、期末手当が多く支給されておりましたが、その後、勤勉手当の割合が多くなってきており、現在は期末手当が2.4月、勤勉手当が2.0月となっております。

市議会議員の期末手当の支給月数については、平成11年度から現在に至るまで、この報酬等審議会において付帯意見として併せて伺っておりますが、これまで変更されていない状況が続いております。

次に、議員報酬の業績等に応じた成果報酬の事例についてですが、過去に熊本県五木村において議員報酬の2割を議員の働きに応じて支払うという制度がございましたが、既に廃止されているということでございます。

◎追加資料説明

◎審議

【議員の議員報酬の額について】

○栗原職務代理

それでは、朝霞市議会の議員の議員報酬の額を、据え置きとするか、もしくは引き上げとするかにつきまして、皆さんの御意見を伺います。

○高橋委員

前回も申し上げたのですが、私自身は据え置きで構わないのではないかと考えております。

○鈴木委員

今回の諮問の基になっているのが、他市との比較論であって、ほかに絶対値的なものが情報としてないというところで、平均値と比較しても引き上げる根拠はないのかなと考えますので、据え置きでいいのではないかと考えております。

○瀧口委員

労働組合の視点からすると、物価上昇とともに賃金も上げていかないといけないというところもあり、今、大手企業も中小企業も賃金の引き上げは毎年行っている状況ですので、そのような観点から見ると、引き上げも必要なのかなと考えております。

○五十嵐委員

前は少し引き上げた方がいいと話したのですが、その理由は、景気が下向きになるといった状況であれば、据え置きなどでよろしいかと思うのですが、今は景気が良くなっており、また、一般職員の給料も上がっているのであれば、上げて良いのではないかと考えております。

もう一つの理由としては、朝霞市は人口が増えて税金が増えるということになると、予算措置が無理でないのであれば、引き上げを検討してもいいのではないかと思います。

それと、参考資料2の「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の第2条において、議長等の議員報酬は、次のとおりとする、と規定されておりますが、それを改定する条文がないので、この報酬等審議会において改定していいのか、その規定があるのか教えていただきたい。

○事務局（職員課長）

たしかに、「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」には、議員報酬改定の規定はないのですが、参考資料1の「朝霞市特別職報酬等審議会条例」の第2条にその規定がございます。

この審議会において、改定との答申がまとまった場合につきましては、条例改正に向けて市長が議会に議案を提出し、議会において審議いただき、議決等される流れとなります。

○加藤委員

13ページの「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」は昭和45年3月12日条例第9号とあり、第2条に議長等の報酬月額が規定されておりますが、この金額は現在のものであって、制定当初の金額ではないですね。これは、資料の体裁に対する意見なのですが、改定の履歴がなく、少し不自然な感じがします。

○事務局（職員課長）

資料を作成する段階において、改正履歴を省略しておりますが、内容といたしましては最新のものとなっております。御指摘のとおり、不自然な部分はあるかと思いますが、今回はこのような形とさせていただきます。

○加藤委員

そのようなことだろうとは理解していたのですが、資料として分かりにくいのかなと思いましたが、指摘させていただきました。

引き続き、議員報酬について意見をさせていただきますと、前はより良い人材が市政に参加して、朝霞市が良くなるということが、市民にとって一番望ましい事なので、予算が潤沢ならば上げた方が良くはないかという気持ちになっていたのですが、よく考えてみますと、議員報酬は令和2年度も39万円であったのですが、その時の20年間働いた大卒の一般職の給料は、37万1,625円と広報に掲載されておりました。令和4年におきましても、20年から25年働いた職員が36万5,107円となっております、下がっています。

人事院勧告によって一般職の給料は上下しますが、それを基準に議員の報酬額も決めてしまうことに、少し引かかる部分がありまして、慎重に考えなくてはいけないという気持ちで今日は参加しています。

近隣市と比較して、基準にするという考え方があると思いますが、和光市は改正したばかりです。他市についても、いつ改正して、いつその報酬額になったのかを、注意して

見ないと、単純に近隣市の報酬と比較してこうだからと考えるのもどうかと思っています。

また、経済状況を踏まえて、報酬を上げたり、下げたりという考え方もあると思いますが、何か基準になるものが動いてしまうということにも、審議するうえで不安を感じてしまいました。基準が明確になると、もっと審議がしやすいと思いました。

私の意見は慎重で、議員の報酬は据え置きでも良いのではないかと考えています。

○松尾委員

前回、プロの政治家を目指してもらうためには、報酬だけで生活できる額にする必要があるのではという意見が出ましたが、私自身の考えでは、議員は兼業、兼職が認められておりますし、拘束時間というのは議会と委員会の開催日ということですので、一般職員の職務専念義務といいますか、勤務日に8時間拘束されている者の給料より、低くて当然かなと思っています。

前回いただいた資料を見てみますと、市の係長級の職員の給与と比較していますが、議員の給料が700万円くらいですか。一般的に見ると、サラリーマン全体で平均年収は600万円くらい、もしくは四、五百万円だと思います。また、年金生活者はその半分くらいではないかと言われております。議員という立場を考えると、今の報酬額は妥当ではないかと思っています。

近隣の市町村ですとか、同じ規模の市町村との比較という方法もありますが、朝霞市職員の給料とのバランスも考えるべきではと思います。職員の給料より、あまり高くなるというのは、いかがなものかなと思います。

ですから、議員の報酬は上げなくても良いのではと感じております。

○高橋委員

前回も少しだけお話した件ですが、根本的な話をすると、市長や副市長、教育長は常勤職だと思っています。そして、議員は常勤ではないという意識が根本的にあります。

委員の皆様それぞれ考え方がありますが、議員を労働者として見るのか、それとも請負業みたいな形で見るとかということに分かれてしまうと思います。議員を労働者として見るならば、一般労働者の給料もベースアップしているので報酬を上げた方が良いという意見が強くなるのは当然だと思いますし、逆に私のように請負業だという意識で見ますと、少し違う感覚で議員報酬について考えることになります。

後ほど議論になると思いますが、政務活動費というのがありますよね。政務活動費は、議員が活動するための経費として支給されていて、この前のお話ですと、一部の議員は使用していないとのことでしたが、ある程度は議員の皆さんが消化していただいていると聴きました。議員の働き方を請負業みたいな意識で見ている者の立場から言うと、政務活動費も含めたトータルの報酬額で考えた方が納得いくかなと思いました。議員報酬を上げるか下げるかという話だけではなく、そういう考え方もあるのではないかと思いますので、お話をさせていただきました。

○栗原職務代理

今の段階では、議員の月額報酬が検討事項になっておりますので、まずはその審議を進めさせていただきまして、その後、期末手当の月数や政務活動費の額の審議に移りたいと思っています。

○大久保委員

議論の中で出ていると思うのですが、議員の報酬と市の職員の給与は連動して改定されるのでしょうか。

○事務局（職員課長）

職員の給料につきましては、地方公務員ですので、国家公務員に対して行われる人事院勧告の内容に準拠する形で、これまで職員の給与については改定が行われてきました。

議員報酬につきましては、この報酬等審議会でその時々々の社会情勢や他市との比較等を鑑みて決定していただいて、変更があるときには条例改正という手続きを経て、改定を行っているものです。職員の給料も、最終的には条例改正によって改定となりますが、議員報酬と連動している形にはなっておりません。お配りしている資料の中では、参考までに係長級の職員と議員報酬を比較させていただいております。

○大久保委員

連動していないということですね。分かりました。

先ほどもお話があったように、職員は給料をそのまま生活資金に充てていると思いますが、議員の報酬についてはどうなのでしょう。議員の報酬がそのまま生活費として使われているのか、自ら稼ぐ手段がほかにもあって、生活の足しとしての報酬なのか。議員の状況はどうなっているのでしょうか。

○栗原職務代理

前回の審議の中でも、副業されている議員もいるから、報酬を変えなくても良いのではないかという意見が出ましたけれども、改めて兼業の状況など、事務局から説明をお願いします。

○事務局（職員課長）

我々地方公務員は、原則兼業が禁止されていて、兼業する場合は許可が必要になります。原則としては公務に専念するという形がとられております。議員につきましては、他に職があったとしても、立候補して当選された場合には、兼業で議員活動を行うことができますが、兼業ではなく、議員としての活動だけをされている方もいらっしゃいます。

前回の会議でも、議員のうち3分の1程度が兼業していないということでお話させていただきました。市の職員であれば、給与は生活給ですが、議員の報酬につきましては、一概に「生活給です」とも言えないですし、正確にお答えするのは難しい状況でございます。

○大久保委員

議員報酬が生活資金かどうかというところは、確かに不確かな部分があると思います。職員の給与については、社会情勢とか、物価の上昇に応じて上げるとか、どんどん議論すべきだと思いますが、議員報酬については、生活資金として考えることが不確かであることを踏まえると、物価上昇に応じて報酬額を上げるとか、消費税が上がったから上げるとか、それは市民感情的に納得できない部分があるのではないかと思います。

私の考えでは、議員報酬に関しては、据え置きが良いのではというのが、現時点での結論です。

○五十嵐委員

議員の仕事と、市の職員の仕事というのは、全く内容が異なるので、そこを一緒に考えるのは無理があると思います。

確かに、議員は市の職員と違って、ずっと拘束されて仕事をしている訳ではないのですが、議会を開催していない時も、市民の声を聴いたり、行政について色々考えたりしている。それが、議員の仕事ではないのかなと思っております。

確かに、議員によっては、自分の本来の仕事を持っている方もいれば、議員の報酬だけで生活している方もいて、それぞれだと思います。それは仕方のない話で、新人議員がどこまで議員の仕事ができるのかは別の話ですが、ただ、市民のために議員として働いて、議会以外のところでも、市民の声とか、色々な意見を聴きながら、それを市政に反映させるというのが、議員の仕事ではないかと。議員の仕事は、議会以外での活動が大事なのではないかと考えております。

そうなると、報酬を上げすぎるのも良くないですけど、議会での仕事がどの程度かという基準ではなく、やはり職員の給料のベースアップなり、民間給与のベースアップな

りを参考にして、それを基準として報酬を上げるのも良いのではと思っております。

据え置きという判断もありますが、全体の状況を見て報酬を上げるというのも良いのではないかと。逆に言えば、景気が悪くなった時には、下げれば良いのではという気がします。

○栗原職務代理

今、各委員から御意見いただきましたけれども、別の委員の意見を聴いて、お考えがございましたらお願いします。

○龍口委員

私の最初の発言は、あくまで議員が労働者であるという視点での発言でした。先ほど、議員報酬は生活給であるかどうかという話があり、必ずしも生活給ではない部分もあるという話が出ました。当然、議員報酬は市民の税金から支払われるものですので、働き方に対する報酬という視点で考えれば、朝霞市ではないですが報道でも問題視されている部分でもありますし、報酬を上げることは、市民感情的にも敏感な部分であると思います。そういった視点を持って、報酬について考えても良いのかなと思いました。

○栗原職務代理

意見は様々あると思いますが、議員報酬の額に関しまして、結論づけていきたいと思えます。多数決を取る訳ではないですが、今までの御意見を集約すると、議員報酬の額については据え置きという御意見の方が多くございました。審議会全体としては据え置きとしてまとめたいと思いますが、御異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

それでは、諮問事項の1、議員の月額報酬につきましては、据え置きということでまとめさせていただきます。

【市長、副市長及び教育長の給料の額】

○栗原職務代理

続きまして、諮問事項の2、市長、副市長及び教育長の給料の額について、議論いただきたいと思えます。なお、市長、副市長及び教育長の給料につきましては、前回の令和元年の特別職報酬等審議会の答申に基づき、約3%の増額改定を行っております。

それでは、皆さんの御意見をお伺いしたいと思えます。

○高橋委員

前回の審議会の時から比べて、朝霞市の一般職員の給料がどのくらい上がっているか分かりますでしょうか。

市長や副市長、教育長は基本的に常勤職の方だと思えるので、常勤職である市役所職員の給料額がどのくらい上がっているか参考にしたいと思っております。

○事務局（職員課長）

令和元年度に、前回の特別職報酬等審議会が開催され、それから4年が経過しております。市職員の給料の状況ですが、令和2年度と3年度につきましては、給料改定はございませんでした。令和4年度につきましては、年齢で言いますと35歳くらいまでの若手職員を中心に、給料月額を引き上げる改定が行われました。

今年度につきましては、人事院勧告の内容によりまして、全ての職員に対してベースアップする勧告がされております。若手職員に関しましては、1万円を超える上げ幅になっている部分もございまして、そのほかの職員につきましても、上がる形となっております。人事院勧告の内容を踏まえ、市としての対応をこれから検討していくところでございます。

参考までに、職員の賞与につきましては、令和2年と3年で支給月数は引き下がっておりまして、令和2年と3年の合計で0.2月分引き下げになっております。ただ、令和4年度は0.1月分引き上げになっておりまして、令和5年度の人事院勧告でも、0.1月分引き上げという形が示されております。令和元年度から賞与の支給月数を比較しますと、下がって上がって元に戻ったという状況でございます。

給料に関しましては、少し上がっているという状況でございます。

○高橋委員

若手職員の給料は上がっているということですが、市長や副市長、教育長の給料額を審議しているのでも、市長などに年齢的にも近い市職員の部長級とか、その辺りのクラスの給料額の状況はいかがでしょうか。

○事務局（職員課長）

部長級の職員の給料は、令和元年度からこれまで引き上げはされていない状況でございます。今年度の人事院勧告では、引き上げという内容になっておりますので、それを踏まえてこれから検討していくような状況でございます。

○栗原職務代理

今の事務局からの説明を受けまして、何か御意見がございますか。

○松尾委員

私はぜひ引き上げるべきだと思います。県内人口類似市の平均額と比較してみると、市長の給料が93%、副市長が96%、教育長が99%と、どれも平均額より低い数値です。職員の方はもちろんですが、市長初め三役の方は24時間仕事のことを考えなくては行けない。雨が降った、風が吹いたとなれば眠れない日々が続くと思います。災害が起きたらボランティアセンターを立てなくてはならないとか。

そういったことを考えますと、朝霞市の人口が14万人ある中で、私はもう少し高い給料を三役の皆さんに出しても良いのではないかと考えます。

○龍口委員

単純にこの資料を見た感想でしかないのですが、先ほど意見があったように、常にその仕事を、市民のことを考えないといけない立場でもございますし、近隣市の給料額と比較すると、なぜこういう数字になっているのかなという直感的な疑問も出てきます。

前回の審議会では給料額が3%引き上がったということですし、議員報酬とは違って、三役の給料は生活給と考えて良いと思いますので、引き上げという選択肢はあって良いのかなと思います。

○加藤委員

まだ考えがまとまらないのですが、市長も副市長も教育長も、代わりがない職で、大変な重責だと思います。先ほどの議員報酬の審議では、報酬を上げることに對して自分も厳しく考えていたのですが、その考えを踏まえて市長などの給料額を見て感じたことがあります。一般的な主婦の感覚なのですが、このくらいで丁度良いのかなと。仕事の大変さとの比較が自分ではできないので、給料額について分からない部分があります。

市長の仕事だとこのくらいの給料だという受け止め方しかできず、これが少ないとか多いとかが、自分で判断ができないですね。仮に少し上げたとしても、大して生活に変化がないのではとも思ってしまいます。例えば、普通のサラリーマンの給料が上がれば嬉しいと思いますが、93万円もらっている方が、少し給料が上がっても、あまり生活に変化がないのかなと。給料を大きく上げないのであれば、あんまり変わらないのかなと思いました。もう少し考えさせていただければと思います。

○大久保委員

市長は公務で出張した際の費用とか、公務で何か式典などに参加するときの費用というのは、自身の給料から支出しているのでしょうか。

○事務局（職員課長補佐兼給与厚生係長）

給料とは別に、交際費等がございます。

○大久保委員

現時点での意見ですが、近隣他市との比較と言っても、人口も違うので一律には比較できないのではと思います。ですので、他市より給料が低いから上げるべきとは思わないです。市長として色々なところに出向いて、御挨拶しないといけないこともあると思いますが、それに係る経費は交際費等で賄えているのであれば、他市との比較だけで給料を上げるというのは、無理やりかなと思ってしまいます。

先ほど御意見がありましたとおり、市民感情からしても、経費を別で立ててあるのであれば、決して給料が少ない訳ではないと思います。

○五十嵐委員

先ほどの議員報酬も据え置きという形で決まったので、それを基準にすると、特に上げる必要もないかと思います。何を理由に上げるのかは色々意見はありますけど、市長も色々お忙しいとは思いますが、だからといって、上げるにしても何を基準にしてあげるのか。例えば、人事院勧告とか、パーセンテージで上げるとか方法がありますけど、1万円上げる時に、その基準は何だって言われたときに、この審議会で勝手に決めて良いのかという疑問があります。基本が分からない部分があります。

上げるのであれば、どうしてこの上げ幅になったか理由がないといけない。据え置きならば、先ほどの審議で議員報酬は据え置きになったことを基準にしたという理由で分かりますが、市長などの給料だけ上げるのであれば、給料を上げる理由を細かく説明できるようにしないとけない。何%上げるのであれば、どうして何%になったかの理由を、素人が見てもわかるような基準がないと、私としてはなかなか決められない。

先ほどお話があったように、市長はなんとなく大変だから上げましようと言っても、大変さに対してどれだけ上げたら良いかの基準もないし、理屈がとおらない。私は、今の状況だと据え置きで良いのかなと思っています。

○鈴木委員

やはり基準がどこにあるのかが議論になりますね。事前にもらった資料を見て、例えば人口10万人を基準に比較してみると、志木市の市長は1,900万円相当になりますし、朝霞市の場合は1,100万円相当になるっていう話で、すごく差がついてしまう。では、面積で比較するとかそういう話ではないですよ。

そうすると、地方公共団体である市の代表として、体面と言いますか、一定の職務を果たすための給料が必要になると思います。そうすると、結果的に他市同等というか、確固たる数字というのはないのですが、同じようなところに設定するという考え方もあるのではないのでしょうか。

今の金額で、現状困っていないというのであれば、それを継続するというのが正しいのかなと思います。

それと、前回も申し上げましたが、報酬額について検討していく審議会であるので、毎年開催できるかどうかという話ですけれども、もう少し頻繁にやることによって、報酬額が現状と比べてずれがある時に、すぐに修正することができるのではないかと。4年経ってしまうと、本当に改正が必要なのかっていう今回みたいな議論になってしまうと思います。それを避けるためにも、審議会の開催頻度を考えた方が、将来的にも良いのではないかと考えています。

市長などの給料については、現状からあまり変える必要はないというのが、今回の私の意見になります。

○栗原職務代理

高橋委員、先ほど質問された後に、御意見を伺ってなかったと思いますので、お願いし

ます。

○高橋委員

近隣4市との比較で見ると、給料額はそこそこの水準であると思いますが、人口類似市との比較を見てみると、少し低いかないという印象があります。

私としては、現状維持か少し上げるか微妙なところですが、そのようなイメージを持っています。

○栗原職務代理

この審議につきましては、私も含めてなのですが、初めて参加される方がほとんどで、これまでの基準とか、こういう基準だからこうしてきたとか、そういうものがほぼ分からないまま資料をいただいて、そこで人様の給料を決定するという本当に難しい立場であると思いますが、お引き受けをして委員として出席をしているということになりますので、皆さんの意見を集約しなければいけないということになります。

先ほどの議員の報酬とは、生活給であるとか、そういうことも考えると別物だということではございますが、委員の報酬も据え置きなので、三役の報酬も据え置きで良いのではないかという考えもあれば、最低賃金なども埼玉県も1,000円を超えてどんどん給料アップとなっておりますので、そういったことを受けて、賃金を上げた方が良いのではないかという意見もあると思うのですが、今まで出た意見を集約すると、本当に半々くらいなのですが、据え置きでも良いのではないかという御意見かなと思うのですが、皆さんの意見を聴いて、やはりこういう意見ですというような御意見があれば、お願いしたいと思います。

○松尾委員

議員の給与は、前回と今回の2回に分けて議論しているわけですから、三役の給与についても、今回ともう1回、この会議が予定されていますので、そのときに決めるというのはまずいのですか。

○栗原職務代理

市長、副市長及び教育長の給与につきましても、今日の会議の中で決定し、そしてもし引き上げであれば、パーセンテージとかも決めないといけないというスケジュールになっております。それを踏まえまして、短時間の議論で、しかも難しい議論になるかとは思いますが。

○事務局（職員課長）

過去の報酬等審議会の経緯を改めて御紹介させていただければと思います。

先ほどお話のありましたとおり、前回、4年前につきましては、議題になっております市長、副市長及び教育長の給料の額について3%の増額改定を行っている状況でございます。

その前の平成29年度にも、こちらの審議会が開催されておりますが、その時には、結論としましては据え置きとなっております。あくまで参考にはなるのですが、その当時の市長、副市長及び教育長の給料と、県内人口類似市との差はどうだったのかということで申し上げますと、令和5年度につきましては、市長は1万4,000円の差があるところ、平成29年度につきましては3万5,000円の開きがございました。

副市長につきましては、令和5年度は7,000円の差があるところ、平成29年度は2万5,000円で、教育長につきましては、令和5年度は8,000円の差があるところ、平成29年度は2万3,000円。

当然そこだけで見るとということではないのですが、今回の県内類似市との比較にはなりますが、その差のおよそ倍ぐらいの開きがあったのですが、その当時の社会情勢や、その他もろもろの資料等を鑑みて、平成29年度の報酬等審議会につきましては、据え置きという判断がされております。

基準がない中でというお話もございましたが、基準がないものでございますので、こういった審議会を開催させていただいて、皆さんから御意見をいただいた上で決定をしているという状況でございまして、前回と前々回の状況について、簡単ではありますが御紹介をさせていただきました。

○栗原職務代理

事務局からのお話も伺いまして、何か御意見はございますか。

○五十嵐委員

もし、据え置きではなく上げる場合は、何を理由に上げるのか、どのような計算根拠で上げるのか。1%とか2%とか何千円なのかという具体的な話になると思うのですが、その金額というのは、どういう理由でその金額を設定したとかいう理由づけがないといけないと思います。据え置きなら、議員も据え置きなので、皆さん据え置きですということなら理由は立つ気がします。確かに議員と市長、副市長の仕事は違うのですが、でも上げる理由も下げる理由もよく分からないとなると、据え置きで良いのではないかと。もっと具体的な理由や根拠、事情などがなければなかなか上げるのは難しいのかなと思っております。

○瀧口委員

確かに、基準はすごく難しいと思います。議員さんも据え置きで、なぜ市長などを上げるのかという話になると、生活給かどうかっていう視点は当然あると思いますし、同じ働くという視点から見ると、モチベーションというか、市長の働き方自体がずっと据え置きでも困ってしまうので、モチベーションを上げるためにも、何かしら増やしてあげた方がというのがありますが、確かにその基準とか根拠というのが困るなという部分もありますので、例えば人口が増えたとか、自分の仕事の貢献度とか、朝霞市の状況が良くなっているのか悪くなっているのかで判断するといった視点もあるのかなと思います。

○栗原職務代理

やはり、明確な基準がない以上、近隣市あるいは近郊の類似市との比較とか、一般の労働者の給料が上がっているからとか、そういう多少感覚的な部分で決めないといけないところも出てきてしまうのかなとは思いますが。

○鈴木委員

資料の2に過去の報酬改定がありますが、これは全部掲載されているのですか。

○事務局（職員課長）

こちらは、開催のあったもの全てということではなく、改定があった年度に関してまとめさせていただいた資料となっております。開催自体は、平成22年から令和元年の間には、平成25年、29年の2回開催されたのですが、どちらも据え置きとなっておりますので、平成22年に関しましては、教育長のみ引き下げという結果となっておりますので、こちらは、何か変化があったときの一覧というものでございます。

○鈴木委員

そうすると、今回いろいろ決めなくてはならないということですが、次回に向けてですが、これまでの経緯をまとめておいていただかないと、次回も同じことになってしまうのかなと。過去を見ると、平成元年の次に平成3年に開催しており、実は結構な頻度で開催しているんですね。だんだん回数が少なくなって、その間についても何を理由にして開催したとか、その辺りの記録が見えなくなっているのが大変もったいないなど。そういった記録があれば、今回も、その変化点を見ることができたというのが、少し残念なところであったなと思っております。

○大久保委員

そもそも前提が、全てにおいて上げるという議論になっているのですが、逆に下げよ

うという議論というのはあり得るのですか。今までもそのような議論があったのでしょうか。それがあったとすれば、どういうタイミングでそういう議論があったのでしょうか。

○栗原職務代理

先ほどのお話にもあったように、平成22年には引き下げもございますので、当然下げる議論もあるかと思うのですが、説明を事務局からお願いいたします。

○事務局（職員課長）

大久保委員がおっしゃるように、下げる議論というのも当然あって然るべきかと思えます。過去には、先ほど申し上げた通り、平成22年の教育長のみ引き下げという審議会の結果で、その後の改定という流れになっております。引き上げが前提ではなく、据え置きも前提ではなくて、その時々々の社会情勢、他市との比較など、今の三役ないし議員の報酬、給料が適正なものかどうかというのを御審議いただく場として、こちらの会がございまして、今回、審議いただいている中で引き下げというお話になっていないということかなと認識はしております。決して引き下げられていないということではございません。

○大久保委員

根拠が非常に少ない中で上げる云々って話であるので、他市と比較した時に、市長の給料を上げた方が市としての体面を保てるのではないかと議論になってしましますが、前提として、市長が本当に無駄をなくす努力をしているのか、少しでも市民に還元できているのか評価する必要があって、その上で効率化できたところを評価して給料を上げて良いのではないかと。それが多分民間の感覚だと私は思います。

逆に言えば、近隣他市で朝霞市以上の給料をもらっている市長がいたら、それは高いのではないかと。朝霞市の市長もこんなに頑張っているから上げようという議論もあって然るべきで、市長にはやるべきことがあって、それを市民にお伝えして、市民が評価して、それから給料を上げるというのであれば、誰も何も文句はないのかなと思います。

そういうことを前提とした議論が必要だし、そういう前提がないまま給料を上げようかというのは、どうしても判断できかねるので、据え置きしかないのではと思ってしまいます。私の現状の意見です。

○高橋委員

今回の報酬を審議するのは少し違った話かもしれませんが、もう何年くらい前ですか、10年経ったかもしれませんが、市の財政が厳しい時がありましたよね。その時、三役は報酬等審議会で給料を下げる云々ではなくて、自身の考えで給料を少し下げた状態で受け取る形をとったと思ったのですが、その状況がある程度説明お願いできませんか。

○事務局（職員課長）

今、手元に具体的な資料を持ち合わせていませんので、具体的なお話まではできかねるのですが、確かに高橋委員がおっしゃるように、市の財政が厳しい状況の時に、期間を定めて、市長は給料月額20%、副市長と教育長が10%の引き下げという対応をとらせていただいたことがございます。

最近ですと、新型コロナの影響で令和2年、3年も非常に経済状況が厳しいとのことで、同じように一定の率で月額給料を引き下げたということがございます。

○高橋委員

特別職報酬等審議会でどうこう言うことではありませんが、三役の場合は、任意で給料額を引き下げることでも過去にはあったということですよ。

その時、議員報酬は下げるとかそういう話ではなくて、三役だけ、要するに執行部の長だということで、下げたということですよ。

○事務局（職員課長）

そうです。おっしゃるとおりでございます。

○栗原職務代理

御説明を受けて何か御意見がございますか。

○鈴木委員

世間でも報酬返上みたいな話があるのですが、これは条例で決まるものですか。どういう根拠で、報酬を戻されているのでしょうか。

○事務局（職員課長）

先ほどお答えさせていただいた一定期間、一定の率で給料を引き下げるという形は、自主的に行うものではなく、議会に諮り、議決を経て初めて決定するものでございます。

○栗原職務代理

事務局からの説明を受けまして、何かほかに御意見はございますか。

（意見なし）

各委員さんから出していただきました御意見が色々となりましたが、審議会全体の意見としては据え置きということでまとめさせていただきたいと思いますが、御異議はございませんでしょうか。

（異議なし）

なかなか難しい結論になってしまいますけれども、市長、副市長及び教育長の給料の額につきましては、据え置きということで審議会全体としてのまとめとさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

【朝霞市議会における会派若しくは議員の政務活動費の額】

○栗原職務代理

続きまして、諮問事項の3、朝霞市議会における会派若しくは議員の政務活動費の額について御議論いただきたいと思います。

なお、政務活動費の額につきましては、平成12年の特別職報酬等審議会の答申に基づき、平成13年4月から、議員1人当たり年額24万円が支給されております。その後、年額の変更はございません。

先ほど、高橋委員から政務活動費について御意見がありましたので、改めて高橋委員から御意見お願いいたします。

○高橋委員

私自身、先ほども申し上げましたけれども、議員に関しては請負業的なイメージで見えております。その関係で、政務活動費は議員活動を行う上で当然必要な経費でもありますので、その補填という意味で使っただけなら良いのではと思っております。

前回の審議会のときに、私の記憶ですと、当時は政務活動費がそれなりに出ていたけれども、使っていない議員もある程度いたと思います。今回、使用状況を聴いた時に、1人の方が全く使われていないが、それ以外の方は平均すると七、八割使われているということなので、政務活動費を有効に使われるようになったのかなと思っております。

議員は請負業だと思っている私から見ると、政務活動費が上がれば、結果的に議員報酬を上げたのと同じなのかなと思っております。

政務活動費を上げるか上げないか、それはまた別の話ですが、そういうイメージを持っております。

○栗原職務代理

政務活動費の24万円を全く使わない方もいらっしゃるということですが、この政務活動費は使わなかった時には、その後どうなるのでしょうか。

○事務局（議会事務局次長兼議会総務課長）

支給された活動費は年間24万円になりますが、使用額がそれより下回った場合は返還をしていただくことになっております。

○栗原職務代理

そうすると、当然色々な用途で使えば、24万円では足りないこともあるかもしれませんし、余れば返せるということで、報酬とは少し違う形になるかなとは思いますが、御意見いかがでしょうか。

○龍口委員

やはり使わなかった場合は返還もあるということですので、あくまで活動費っていうことなので、活動に対しての仮の手当というか、いわゆる前借ではないですが、そういった活動費になるかと思えます。

今、議員さん達が活動していて、政務活動費が膨らんでいるのか、返還が多いのか、その辺りの状況も分からないですし、他市の状況を見ても、上げる理由もないのかなと思っています。

○栗原職務代理

もちろん余りが出れば返すということですが、24万円では活動するのに足りないというようなお話は出ていますでしょうか。

○事務局（議会事務局次長兼議会総務課長）

あくまで私がお伺いした範囲では、そういう形で議員から話を承ったことはございません。

○鈴木委員

これはそもそも論になってしまいますが、先ほど高橋委員から、議員の仕事は請負業的なものだという話がありまして、私もそのように思います。

その中で、政務活動費というのは、本来は独立しているものではなくて、議員報酬の中に含まれているものではないかなと。どうしてこれが完全に分離しているのか非常に疑問に感じています。

確かに、参考資料3で、政務活動費の交付に関する条例というのがあって、その根拠になるのが地方自治法という話になっている。極論を言えば、なかなか一気に政務活動費をなくすという話は難しいですが、これを縮小して、議員報酬の方に割り付けるような考え方が本当は正しいのではないかなと。

常々、地方議会だけではなくて、国政の方でも同じようなことが言われていますが、政務活動費についてこのように感じているというのが、今の私の思いです。

○栗原職務代理

一つ御意見として頂戴いたしました。政務活動費を上げるか下げるかというところにつきまして、松尾委員いかがでしょうか。

○松尾委員

議員さんの仕事というのは予算審議と政策立案な訳ですが、それで政策立案に使う費用が月2万円。それで少ないという方もいないし、使わない方もいるということであれば、適正な金額なのかなと思えます。

○五十嵐委員

逆に議員から活動費が足りないって言うぐらい本当は積極的に活動してもらいたいのに、足りないという要望がないというのは、少し不思議なところがあります。月2万円ですと、事務費で2万円かかることはないですが、やはり議員としての活動を活発的に

行ってもらうためには、この政務活動費は当然ある程度必要かなと思っています。それで今の状況からすると、2万円で妥当かなと私は思います。

○大久保委員

足りないという話がないということですが、議員は書籍もそうですが、いろんな本を読んで、例えばうまくいっている近隣他市とか他県、もっと言えば海外でうまくいっている事例があれば、現地に行って直接聴いてくるとか。そういった事までやるべきだと個人的には思います。

ですので、どちらかと言うと、全然足りないという意見が議員から出ないといけないのかなと思いますし、使わなかった部分について返還するのであれば、上げる必要はないのかなと思います。実際にそんなに使っていないと言うのであれば、こういう意見になってしまいます。

もう少し議員に頑張ってもらいたいという意味で、上げて良いのではという個人的な思いはありますが、足りないという意見がないのであれば、別に上げる必要はないかと思えます。

○加藤委員

私も政務活動費が足りないという声が議員からないことに、少し驚きました。

前回の審議で、議員の皆さんが議会での質問など、そういうことは平均的にやられているってことを伺って、そうなんだなと思いましたが、家に帰って考えた時に、議員活動というのは議会だけではなくて、やはり市民の声を吸い上げるために、色々なところで耳を傾けなければいけないなと思いました。電話で話を聴いたりとか、相談へ出向いたりとか、そういう活動を想像すると、電話代にしても、それからその出向くにしても、あちこち行ったりするのに電車代やバス代がかかると思えます。自分が主婦としてただ暮らしているだけでも、毎月の交通費が結構かかるので、2万円で足りてしまうことが逆に驚きでした。

議員本人に聴いている訳ではないので分かりませんが、よく活動されている方は、自分の報酬の中から使われているのではないかなと、想像ですが思っています。

大久保委員がおっしゃったように、足りていないということであれば、上げて良いのではと思えるのですが、そういった声がないのに上げるというのも、少し変な感じがするので、現状のままの金額ということに落ち着くのかなと感じます。

一般的に暮らしている主婦からみると、やはり議員によって、よく動かれている方とそうではない方がいるというのを、少し感じてしまったところです。

○栗原職務代理

全体的な意見を伺いまして、高橋委員いかがでしょうか。

○高橋委員

先ほど鈴木委員の御意見でありましたが、例えば政務活動費を1万5,000円にして、それで議員報酬を5,000円上げると、トータル的には一緒ですが、議員報酬の場合はそれこそ何に使おうと自由ですから、議員報酬を調整することで結果的に、物価に合わせて変動する形になるのかなと少し思いました。

議員報酬は据え置きということで決まっていますので、先ほど事務局の方から話がありましたが、これでは足りないという意見が議員から出ないということだと、審議会としても上げようがないのかなと思います。

次回、いつ審議会が行われるか分かりませんが、私が先ほど言った、政務活動費を5,000円下げて、議員報酬を5,000円上げるとすれば、議員報酬を上げた方が自由に使えるお金が増えるという意味では、議員の生活資金として使えるのかなと思いました。

ということで、政務活動費に関しましては、現状維持で良いのかなと思っています。

○加藤委員

政務活動費というのは、やはり何に使ったか分かるわけですよね。そうすると、こういう活動をしていますってことが明確になるのではないですか。そこに意味があるということですか。

○事務局（議会事務局次長兼議会総務課長）

年1回、政務活動費を清算する時に、申請書に項目別にいくら支出があったかという欄があります。また、印影など公表できないものは黒く消しますが、領収書もホームページで公開されております。過去5年分、議会事務局でホームページにおいて公表しておりますので、もしよろしければホームページを見ていただくと、議員さんのお名前と、あと会派とか、そういう方が領収書でどういう事にお使いになられているかを確認することは可能です。

○加藤委員

先ほどの政務活動費を報酬に振り分けるという話ですが、政務活動費というガラス張りになったものがあるということが、やはり大事であると思います。

何に使ったかがしっかり分かり、我々の選んだ議員さんがどういうことに使っているかチェックできるところに、意味があるのではないのでしょうか。

○鈴木委員

おっしゃるとおりなのですが、ただ先ほど話のあったホームページ上の政務活動費の報告を見てみたのですが、正直、絶対足りるわけがないと思ってしまいまして、何か色々なビラの印刷とかそういうところに使われているんですね。

絶対足りるわけがない経費部分を、全部クリアにしたいからといって、議員報酬を絞って、政務活動費として本当に必要な費用だけを載せるかっていうのも、何か無理があると。

結果的に今、活動に係る経費部分を、議員報酬の中から持ち出しているはずで、今の政務活動費の金額だと、中途半端に経費部分が報酬と政務活動費に割り付けてある状態だと思います。それは、逆にモヤモヤして、私も市民感情で言っていますが、中途半端であるが故に、かえって不透明に見えてしまう気がします。

経費として、金額や項目をホームページで全部公開するのが難しいから、その根拠として政務活動費があるのですかね。

結論がない話で申し訳ないですが、議員報酬と政務活動費を一体化した方が良いのではないかと私は思っています。

○栗原職務代理

議員から政務活動費が足りないという話はあるか質問しましたが、こうやって審議されて、政務活動費を上げてもらえる機会があるわけですが、そのことを議員は知っているのでしょうか。

○事務局（議会事務局次長兼議会総務課長）

報酬等審議会が開催されているということは、もちろん議員も把握していると思います。ただ、こちらから何かそういうものを問いかけるとか、そういう形はとっておりません。

○栗原職務代理

政務活動費を上げる機会が実際にあることを知れば、足りないから上げてほしいという意見も出るかもしれませんね。

鈴木委員がおっしゃったように、きっと年間24万円の政務活動費では足りなくて、報酬の中から持ち出している議員もいらつしゃると私も個人的には思いますが、それが声として上がってこないとなると、足りているということで全部済んでしまう可能性もあり、その辺りが少し難しいところかなと思います。

全体的なまとめとしましては、政務活動費につきましても、据え置きという意見にさせていただきますと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

特に御異議がないようですので、これでまとめさせていただきます。

【議会の議員の期末手当の支給月数について】

○栗原職務代理

続きまして、議会の議員の期末手当の支給月数についてですが、これは諮問事項ではなく、その他の事項ということで、御意見を伺う予定でありました。

しかし、議員の年間報酬の額を踏まえて、報酬月額を据え置くというまとめになりましたので、期末手当の支給月数についても据え置きという結論でよろしいでしょうか。前回の会議の中では、報酬月額はそのままでも、期末月数を少し上げて良いのではという意見も出てはいましたが、改めて議論をする必要なしということで、期末手当の支給月数も据え置きという結論でよろしいですか。

(異議なし)

では、議員の期末手当の支給月数につきましても、当分の間は据え置くことが適当であるということでまとめさせていただきます。

それでは、ただいまの意見を元に答申書作成をさせていただきます。答申書の作成について、事務局から説明をお願いいたします。

◎事務局説明

○栗原職務代理

本日の会議につきましては、この程度で止めさせていただきます。次に、次回の会議の予定等につきましては、事務連絡を事務局からお願いいたします。

◎事務連絡

○栗原職務代理

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。皆様お疲れ様でした。